

特定施設届出地区

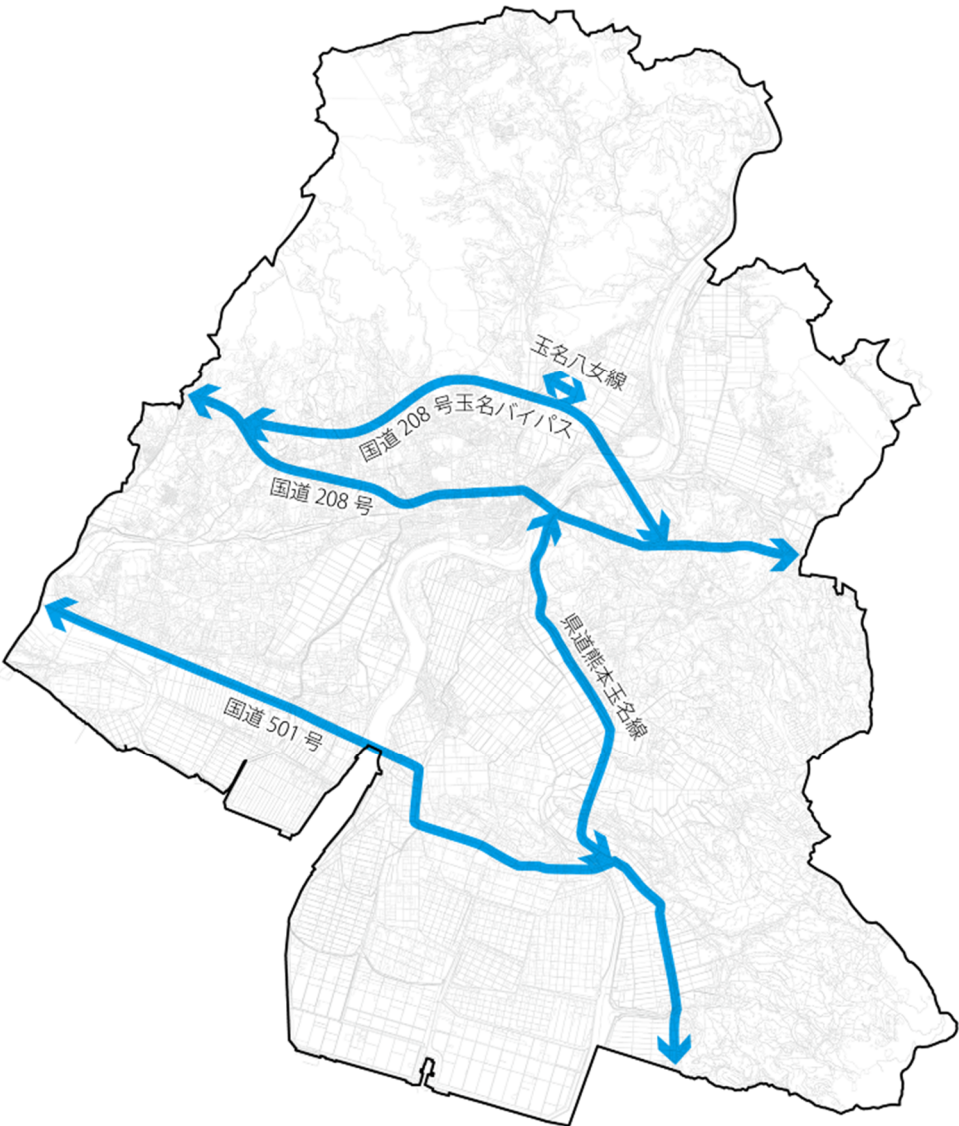
特定施設届出地区は、景観形成推進地区を除く地区を対象に、幹線道路沿線の民間施設について、良好な景観誘導を図るために指定を行うものです。本市では、次のとおり定めます。

■指定路線（景観形成推進地区は除く）

玉名市では、下表及び図のように5路線を指定します。指定路線の路端から両側 20m以内の特定施設が、届出対象及び景観形成基準の対象となります。ただし、景観形成推進地区は除きます。

[特定施設届出地区の位置]

路線名	始点	終点	範囲
国道208号	本市と玉東町との境界	本市と荒尾市との境界	路端から 両側 20m 以内
国道208号玉名バイパス	国道208号との交点(玉名市寺田)	国道208号との交点(玉名市岱明町開田地内)	
国道501号	本市と長洲町との境界	本市と熊本市との境界	
県道熊本玉名線	国道501号との交点(玉名市天水町部田見地内)	高瀬大橋(玉名市大倉)	
県道玉名八女線	繁根木川(玉名市玉名晩次郎)	県道玉名立花線との交点	



■届出対象行為（景観形成推進地区は除く）

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部または一部が特定施設届出地区に係るもので、以下の届出対象行為に該当する行為は、届出の対象となります。

〔届出対象となる特定施設一覧〕

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに同条第 6 項第 4 号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット、専門店 等
物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ、貸自動車業 等
旅館業法第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等
広告塔、広告板	看板 等
その他	カラオケボックス、屋上広告

〔特定施設届出地区の届出対象行為の基準〕

行為の種類※1		規模※2	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	行為に係る部分の床面積の合計、または、行為に係る部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀・擁壁等	高さが 1.5m を超えるもの
		工作物 1	高さが 5 m を超えるもの（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあつては 10m）
		工作物 2	高さが 5 m を超え、かつ築造面積が 10 ㎡を超えるもの
		広告塔及び広告板	表示面積が 1 ㎡を超えるもの ※ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く

※1 景観法第 16 条第 7 項及び玉名市景観条例第 9 条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

〔工作物 1、工作物 2 について〕

工作物 1：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物
 工作物 2：遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、立体の自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

■景観形成基準（景観形成推進地区は除く）

行為	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	・ 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・ 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・ 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・ 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・ 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	・ 建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・ 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・ 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・ 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・ 色彩については、できるだけ多色使いを避け、彩度の低い色彩とし、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	・ 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ・ 駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・ 建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・ 広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・ スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・ 敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他	・ ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・ のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ・ 道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。